

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律に基づく指針の作成に係る
ヒアリング 資料

平成24年8月24日
独立行政法人日本芸術文化振興会

1. 独立行政法人日本芸術文化振興会の概要

(1) 目的（独立行政法人日本芸術文化振興会法第3条）

- ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行う。
- ② 我が国古来の伝統的な芸能（「伝統芸能」）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図る。
- ③ 我が国における現代の舞台芸術（「現代舞台芸術」）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図る。
- ④ ①～③により、芸術その他の文化の向上に寄与する。

(2) 事業内容（法第14条）

- ① 文化芸術活動に対する援助
 - 芸術文化振興基金による助成金の交付
 - 文化芸術振興費補助金による助成金の交付
- ② 伝統芸能の保存及び振興（「国立劇場」）
以下の4つの事業を総合的、一体的に実施。
 - 伝統芸能の公開
 - 伝統芸能の伝承者の養成
 - 伝統芸能に関する調査研究並びに資料の収集及び活用
 - 劇場施設の貸与
- ③ 現代舞台芸術の振興及び普及（「新国立劇場」→ 公益財団法人新国立劇場運営財団に運営を委託）
以下の4つの事業を総合的、一体的に実施。
 - 現代舞台芸術の公演
 - 現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修
 - 現代舞台芸術に関する調査研究並びに資料の収集及び活用
 - 劇場施設の貸与

(以下の記述は「伝統芸能の保存及び振興」に関するもの)

2. 専門的な能力を有する人材の養成及び確保について

(1) 専門的能力が必要な業務

- 伝統芸能の公演の制作
- 舞台技術〔舞台・照明・音響・美術・文楽技術〕
- 広報・営業
- 伝統芸能の伝承者の養成
- 調査研究 等

(2) 専門的な能力を有する人材の養成及び確保のための取組

具体的な仕事を通じて知識・技術を習得するとともに、組織内外での研修を活用し専門的な能力を有する人材の養成及び確保を行っている。

なお、振興会職員の区分は、一般職及び舞台技術職の2区分である。

具体的には、以下のとおり。

- 一般職の職員は、人事異動によってさまざまな部署での業務経験を積み、それぞれの専門的能力を磨くとともに、劇場職員としての視野を広げる。
また、概ね採用後十数年経た頃から、職員の適性等を考慮した人事異動を行うことで、組織としての業務遂行能力を高めている。
- 舞台技術に携わる職員は、舞台技術職として採用し、舞台制作の現場において、それぞれの専門分野での経験を積み、組織内で技術指導を行い技術の継承を図る。
- 業務の中核をなす伝統芸能の公演については、公演研修（新規採用から3年次まで、歌舞伎・文楽・民俗芸能・舞踊・邦楽・雅楽公演等の各分野について行う。）を実施し、制作過程の実習を行っている。

3. 教育普及活動について

(1) 鑑賞者拡大の取組について

① 青少年向けの鑑賞教室公演

初心者でも理解しやすい解説等を入れた青少年向けの鑑賞教室公演を行っている。
(歌舞伎、文楽、能楽、組踊の各公演)

② 社会人向けの公演

開演時間を遅めに設定した社会人向けの公演を行っている。
(歌舞伎、文楽、能楽、組踊の各公演)

③ 親子向けの公演

子供でもわかりやすい内容とした親子向け公演を行っている。

(歌舞伎、文楽、大衆芸能、能楽、組踊の各公演)

(2) 各種イベントの充実

公演への理解を促進するための各種イベントを行っている。

- 各界の著名人が伝統芸能について語る「伝統芸能サロン」(国立劇場本館)
- 能楽の基礎知識に関する講義を行う「公開講座」(国立能楽堂)
- 公演にちなんだ講義や実演を行う「プレ講座」(国立文楽劇場)
- 研修修了生等によるワークショップ、出前公演を各地で開催(国立能楽堂、国立劇場おきなわ)

(3) その他の取組

- 会員のためのWebページを立上げ、会員限定イベント、出演者インタビュー等の情報を周知(国立劇場本館、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ)
- 託児サービスの実施(国立劇場本館)
- 公演内容を分かりやすく紹介するため、字幕表示の実施(国立劇場本館、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ)や、日本語・英語が利用できる座席字幕装置の導入(国立能楽堂)
- 同時音声解説(イヤホンガイド)を日本語、英語により提供(国立劇場本館、国立文楽劇場)
- レストランや売店の商品の充実、バリアフリー化の推進等、観劇環境の改善
- 幕見席(国立文楽劇場での文楽公演)の販売、シルバー割引(国立演芸場での定席公演等、国立文楽劇場での上方演芸特選会)・障害者割引等の設定

4. 芸術文化機関等との連携について

(1) 芸術団体等との連携

国、地方公共団体、芸術団体、企業等と連携協力し、共催、受託などによる公演等の実施に努めている。

<平成23年度実績>

- ・ 文化庁芸術祭主催公演・協賛公演の実施(国立劇場本館、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ)
- ・ 国立劇場本館特別企画公演「^{じゅうぎゅうず}十牛図と^{しゅうていがいちぐ}秋庭歌一具」及び「日本の太鼓」の2公演(共催：東京都、東京文化発信プロジェクト室(公益財団法人東京都歴史文化財団)、東京発・伝統WA感動実行委員会)
- ・ 国立能楽堂公演「世阿弥自筆本による」(共催：財団法人財観世文庫)

(2) 全国各地の文化施設等における公演の実施

全国各地において広く伝統芸能を鑑賞できる機会を確保するため、国、地方公共団体、教育委員会等と連携協力を図り、各地の文化施設等において実施している。

<平成23年度実績>

- ・ 歌舞伎鑑賞教室静岡公演（共催：財団法人静岡県文化財団、静岡県／後援：文化庁、静岡県教育委員会、静岡市教育委員会）
- ・ 歌舞伎鑑賞神奈川公演（共催：かながわ伝統芸能祭実行委員会（神奈川県立青少年センター内）／後援：文化庁、神奈川県教育委員会、神奈川県PTA協議会、神奈川県立高等学校PTA連合会）
- ・ 新作能「影媛」の新潟公演（主催：財団法人新潟市芸術文化振興財団、制作協力：国立能楽堂）

(3) 国際文化交流

我が国の伝統芸能の海外における理解の促進と活性化等に寄与するため、国等との連携協力を図り、舞台芸術等の国際交流に資する公演等の実施に努めている。

<平成23年度実績>

- ・ 韓国における能楽ワークショップ（国立能楽堂）
- ・ アジア・太平洋地域の芸能「韓国の伝統音楽と舞踊」（国立劇場おきなわ）

(4) 公演制作者、舞台技術者等との連携協力

国の文化振興施策との連携に留意しつつ、国立劇場等の人材や施設を活用し、公演制作者や舞台技術者等の実地研修等の受入れ、協力を努めている。

<平成23年度実績>

- ・ 歌舞伎鑑賞教室の地方公演において、職員の派遣を行い、現地の技術者等への協力を実施。